

社会保険料込賃金14万円 で生活保護

「清掃労働者 + 生活保護受給者 = 人間」の正しい理由

一段ベットの夜間宿所から、生活保護の活用で豊かへ

「元氣な者が生活保護はありえない」は正しいか????

ビラの読者からの疑問について考える

夜間学校のビラを配っていると、時々、声を掛けられます。

「元氣な者でも生活保護が受けられるというのは、ウソだろう」。こんな疑問もぶつけられてきます。

勿論、夜間学校のビラでは、なんの前提もなく、元氣な人が生活保護を受けられると書いてあるわけではありません。

「やっぱりそうだろう、元氣な者は無理だろう」と早とちりをしないで下さい。前提というのは、「困窮の事実」です。毎月20万も30万も収入のある人、または、貯金が百万円もある人は無理だといっているのです。

では、「困窮の事実」とはなんでしょか。少し以前のことですが、「市営地下鉄清掃男性に生活保護 / 時給安く基準以下」という新聞記事がありました（6月24日、朝日・毎日）。

53歳男性は、時給760円で週6日間働いて、月収14万円を得ていましたが、社会保険料を引かれた手取り賃金では、「休日は朝昼兼用で食パン一枚の暮らし」なの

で生活保護申請したところ、認められて、月二万四千円受給するようになったという記事です。

少し分かりにくい話ですが、順序よく考えると、「なるほど」と得心できる話なのです。

今、国・厚生労働省の基準では、53歳男性が人間らしく生活するには、最低でも月12万3610円必要だと定めています。

家賃は仮に、4万2千円としていきます。下の表を参考にしてください。

53歳男性は、月収14万円ですから、基準額を超過しているように思えますが、社会保険料を差し引かれた手取りは、9万7千円にしかならなかつた。この手取額が、最低生活費基準額を下回っているのです、足らずを補う

生活扶助基準生活費				住宅扶助	
第1類		第2類		生活費計	最高額 一人世帯
年齢別	基準額	人員	基準額		
0-2歳	20,900円	一人	43,430円	64,330	42,000円 共益費・管理費・光熱費等は対象外
3-5歳	26,350円			69,780	
6-11歳	34,070円			77,500	
12-19歳	42,080円			85,510	
20-40歳	40,270円			83,700	
41-59歳	38,180円			81,610	
60-69歳	36,100円			79,530	
70歳以上	32,340円			75,770	
					参考
					106,330
					111,780
					119,500
					127,510
					125,700
					123,610
					121,530
					117,770

* 第1類費—経常的に生じる一般需要に対抗する基準。年齢別に設定。(飲食物費、被服費等)
* 第2類費—経常的に生じる世帯共通的な一般需要に対抗する基準。世帯構成人員別に設定。(光熱水費、家具什器費等)

ために、月二万四千円支給されることになったのです。

月二万四千円支給してようやく、国・厚生労働省の定めた最低生活費の基準12万3610円になるといわけです。

生活保護制度は、そういうものなのです。元気であるとか、働いているとかでなく、一定の生活費が得られているかどうか基準になっっているのです。

おおまかにいえば、働いて得た収入であれ、仕送りであれ、年金であれ、月12万円以下の手取り収入しか無ければ、差額を足してもらえないということです。あなたは、今、月12万円の収入がありますか。なければ、「困窮」状態にあるといえますから、生活保護制度を活用することが出来ます。

「労働者」は働いて収入を得て生存に必要な食事や寝場所を確保します。しかし、人は、「労働者」である前に「人」なのです。職を失って、失業者となり、ようするに、労働者でなくなっても、生存に必要な食事や寝場所が必要です。労働者でなくなるとたんに、人でもなくなるといことは、ありえません。それは、死を意味します。

人の歴史に進歩があるとすれば、失業が直ちには人の死につながる社会制度をつくったことにあると思います。その制度は、今の時代における、平均的な生活水準を保障する生活保護の制度です。人としての生活保障の基盤の上に、社会的役割分担としての「労働」があるのだといえます。その逆ではありません。違いますか？

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金申請書を手に入れた人

で、現金支給希望の人は、郵送でなく、直接、西成区役所へ提出してください。現金支払日は指定された日になります。通知が届きます。

西成労働福祉センターに申請書が

届くよう手続きした人は、必ず、窓口

に届いたかどうか確認してください。

8月末までには、センター預かり分

をゼロにしたいということです。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 二葉商事さん（電話06・6561・4392）

鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話06・6658・8888）

26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。